

平成26年度 第3回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成26年10月24日(金) 午前10時00分～午前11時45分
開催場所	松阪市役所第2分館(教育委員会棟) 2階会議室
出席者 (敬称略)	<p>委員長 楠井 嘉行(弁護士)</p> <p>副委員長 村田 裕(名城大学教授)</p> <p>委員 坂本 聰子(司法書士)</p> <p>委員 坂本 昇(税理士)</p>
事務局	<p>佐藤 契約監理担当参事 廣田 公共工事適正化担当監</p> <p>刀根 契約監理課長 湯川 調達係長</p> <p>渡邊 契約係長</p>
議題	<p>議題1</p> <p>入札及び契約の状況報告(平成26年7月から9月分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について <p>議題2</p> <p>抽出事案の審議(坂本聰子委員抽出)</p> <p>議題3</p> <p>随意契約に係る意見聴取について</p> <p>その他</p> <p>次回開催日程及び抽出委員の選出等について</p>

委員	事務局
●議題1 入札及び契約の状況報告	
<p>・それではまず、7月から9月までの入札及び契約の状況報告として、工事の発注状況と、指名停止措置の運用状況について、事務局から一括して説明をお願いします。</p>	<p>・工事の発注状況について</p> <p>第2四半期の入札件数は132件(内訳: 工事110件、委託22件)、契約金額27億1821万8736円(内訳: 工事25億7700万8736円、委託1億4121万円)、平均落札率は83.34%(内訳: 工事84.35%、委託68.42%)、平均入札参加者数10.9社となっております。第1四半期と合わせますと、232件(内訳: 工事184件、委託48件)の発注となり、昨年同期は入札件数245件(内訳: 工事188件、</p>

委 員	事 務 局
	<p>委託 57 件) でありましたことから、13 件ほど少ないですが、概ね同程度の事業発注、進捗があったものと見られます。</p> <p>・指名停止措置の運用状況について 第 2 四半期の指名停止の措置状況につきましては、資料記載のとおり 2 件ございました。</p> <p>1 件目については、公正取引委員会が段ボールシート及び段ボールケースの製造業者に対し、価格を不正に引き上げるカルテルを結んでいたとして課徴金の支払命令を行いました。このことについては、独禁法第 3 条（不当な取引制限の禁止）違反として、松阪市指名停止等措置基準別表第 2-2 により 1 年間の指名停止としたところでございます。</p> <p>2 件目は、ODA 政府開発援助に伴う海外事業において、外国公務員に対する利益供与が行われたとして、不正競争防止法違反で東京地裁に起訴されました。このことについては、松阪市指名停止等措置基準別表第 2-7（不正又は不誠実な行為）により 4 ヶ月間の指名停止としたところでございます。以上でございます。</p>
<p>●議題 2 抽出事案の審議（坂本聰子委員抽出）</p>	
<p>・今回の抽出事案については、従前の方法と同様に、入札の参加者 5 社以下、落札率 90%以上、入札参加者 5 社以下かつ落札率 90%以上の 3 つのパターンに加えて、契約希望価格方式の案件を抽出いたしました。</p> <p>また、この中から特に確認を要すると思われる案件として、参加者数 5 社以下の案件から公告番号 181、179、168、207 について、落札率 90%以上の案件から公告番号 218、123 について、参加 5 社以下かつ落札率 90%以上の案件から公告番号 204、158、200 について、希望価格型案件から公告番号 223 につ</p>	<p>・例年、国や県の発注も多くなるこの時期においては、下請け不足、技術者不足、また手持ち工事が多く、施工そのものが飽和状態にあり、特殊工事を除く小額な工事では、入札参加者も減少傾向になり入札不調やまた入札制度上の課題でもある高値落札が増える傾向にある時期でもあります。</p> <p>全般的な分析としまして、抽出いただきました「参加者数が 5 社以下」については、合計で 24 件ございました。これは、昨年度同時期と比べ 8 件の増となっておりますが、このうち落札率が 90%以上となった案件は 5 件</p>

委 員	事 務 局
<p>いて、リストアップしましたので、改めてそれらの内容について確認したいと思います。また、希望価格についてはその方法を採用する基準などについても、改めて確認させていただきたいと思います。</p>	<p>で、昨年度と比べ1件の増と同程度の状況となっております。これについては、昨年10月から実施してきた予定価格決定の変動幅を1%に改正したことや、5社未満の案件では99.00%に固定化したことにより、入札参加者が減少する中でも、高値受注のケースを抑制できたものと考えております。</p> <p>それでは、特に確認を要するとしてリストアップいただきました案件ごと、改めて説明させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告181号の大足久保町線道路改良工事につきましては、大黒田町地内の道路拡幅工事で、通常であればこの規模の工事であれば、10から20社程度の参加が期待できるものですが、参加2社に留まっております。この工事は交差点付近にございます灯籠によりまして、非常に狭隘となり交通の支障であることから、数年前から撤去の検討を進めていたものですが、数度の発注においても応札者が無く、今回抜本的な道路改良工事と合わせて発注を行ったところ、各社参加を見合わせもあつたものと考えますが、結果的に2社の応札があり、落札率についても他の案件と変わらない契約を締結できたと考えております。 ・次に、公告179号の宇気郷地区市民センター井戸ポンプ改修工事ですが、既存の井戸に設置しているポンプ1台と制御盤の改修工事で、管工事として発注しています。工事規模として100万円程度と小規模で施工場所が山間部であることなどから、参加が少なかつたものと考えておりますが、これについても高落札率とはならず、少数参加においても一定の競争性は確保できたと考えています。 ・次に、公告168号の荒木橋橋梁修繕工事につきましては、橋梁修繕の発注基準で発注しておりますが、実績は土木一式工事、点数も650点と対象となる業者数は30社程度の設定となっております。しかしながら、橋梁の補修工事として専門業者に下請依頼をする必

委 員	事 務 局
	<p>要があり、近年他の発注者もこの橋梁修繕については多くの発注がある時期で、下請業者の確保が困難になっている状況からと考えられます。</p> <p>・続いて、公告 207 号の松阪市道路トンネル定期点検業務委託については、2 年前に発生した山梨県の笹子トンネル崩落事故を機に、その後道路法の改正があり、現在においては管理者におけるトンネル点検が義務付けとなっております。今回の業務は、松阪市が管理している 3 箇所の市道トンネルについての点検業務を行うもので、加杖坂トンネル（260m：飯高町青田）、滝ノ川トンネル（162m：嬉野滝ノ川町）、日川トンネル（62m：嬉野日川町）の点検を行います。トンネル点検については国が定める点検要領があり、他の発注者でも同様の条件を付しておりますが、本案件でも各種点検での専門的な経験が必要と考え、過去実績に同種点検業務の履行を求めました。参加可能業者数は 30 社程度を確認していることから、他の発注者との時期集中などから参加が少なかったものと考えております。</p> <p>・公告 218 号の飯高林業総合センター屋根防水改修工事につきましては、飯高町波瀬にあります林業総合センターの工事となり、ここからですと 40 分以上かかる施工場所となります。また、内容としても手間がかかることも多く、それらのことから経費的には必要とされる内容であったかと考えております。加えて、予定価格算出率が 99.93%と、高めの設定であったことも、参加者 8 社の中でも高い落札率となったものと考えております。</p> <p>・続いて、公告 123 号の東黒部小学校外火災受信機改修工事につきましても、算出率が 99.98%と高い率であったことから、同様の結果となっております。</p> <p>・次に、公告 204 号の松阪市公共下水道事業松阪市全処理分区公共汚水柵設置工事（単価</p>

委 員	事 務 局
	<p>契約) につきましては、下水道工事における本管から宅内への引き込みの工事となり、事前に単価契約を行い、工事注文ごとに清算する方法によるものになります。過去においては、それぞれの家主が宅内工事を施工させる業者等に向けて、現場施工上の各種調整に有益であったことから松阪市が随意契約を締結していたものもありますが、その業者の手持ち状況など繁忙時には請負を断られることがあり、適時に現場施工を進めるためにこの方法を採用するものです。参加条件は100社以上が対象となる条件ですが、契約期間内において、松阪市からの注文に臨機に工事対応しなければならないという特性から、参加が控えられたものと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告158号の消防救急デジタル無線活動波整備工事につきましては、松阪地区広域消防からの発注案件となり、電波法改正に伴うデジタル化工事となります。参加条件は他の発注者の状況も参考にし、規模とその特殊性から過去実績を求めましたが、事前には対象業者は20社程度を確認しております。しかしながら参加は2社となりました。これについては、電波法の改正により、全国各消防からの発注が集中しており、他の入札結果を見ますと1社参加や応札者無しの不調なども見受けられる状況となっておりますが、その様な中2社の参加を確保でき、現場着手できる結果となったと考えております。 ・続いて、公告200号の赤坂橋橋梁修繕工事につきましては、先ほどの荒木橋と同様の橋梁修繕工事であり、理由についても、下請確保が困難な状況であることや、飯高の山間部の施工であることなどから参加者が少なかったものと考えております。 ・公告223号の宮町ポンプ場施設長寿命化事業宮町ポンプ場改修(機械設備)工事につきましては、ポンプ場設備である揚砂機等の改修工事であり、昨年度も段階的に発注している工

委 員	事 務 局
	<p>事で、昨年度の参加者についても2社、過去の実績においても2、3社と少ない結果となっています。工事内容から専門性が高く少ない結果となりますが、希望価格方式を採用していることから落札結果については一定の効果をj得ております。この希望価格採用の基準としましては、今回の工事のような工場製作、設備機器類が全体の8割程度を占めるなど、製品が多く履行確保がされやすく、また過去実績からも競争性が低くなるjことが予想されますので、一定の競争性を図るために採用することとしております。</p>
<p>・希望価格方式を採用するにあたり、どのような手続をもって採用を決定されるのか。</p>	<p>・先ほど説明いたしましたような、採用すべきと考えられる案件について、入札及び契約審査会への提案を行い、審査会での承認に基づき採用することになります。また、過去に同種の承認案件がある場合には、同種案件として採用します。</p>
<p>・希望価格方式の結果にはその効果が見受けられるが、この場合、入札参加者は何社参加されているかはわかっているのか。わからない状況であるから、少ない参加者でも競争性が確保された結果となるという理解で良いのか。</p>	<p>・入札書送付の締め切り後の公表としていることから、入札前時点ではわかりません。あくまでも、競争相手がいるのか、いないのかわからない状況であるからこそ、競争原理が働く状況となっています。</p>
<p>・橋梁工事について、松阪市が管理する橋梁は何橋くらいあるのか。補修以外に耐震対策なども必要となる橋梁もあるのか。橋梁の現状調査なども行っているのか。</p>	<p>・市管理の橋梁は大小含めて1500橋程度あります。近年、その内、比較的橋長の長いものについては、橋梁点検や健全度評価、それに基づく長寿命化修繕計画を策定し、また、耐震補強工事を要するものについても、補修工事と同時または平行し、その老朽程度や地域の重要性など、優先順位により順に対策しています。今後は、耐震工事だけでなく、橋梁そのものの老朽化率が急激に進むことから、橋梁長寿命化、維持コスト平準化が必要となっております。</p>

委 員	事 務 局
<p>・参加者が2社となった、大足久保町線道路改良工事については、不調に終わるかとも思えた案件であると思う。どの建設業者も敬遠するような、結果として敬遠された工事に参加いただいた2社の業者は、当然参加条件をクリアしているが、その中でも経審点数などはどの程度か。また、過去の施工状況はどうか。</p> <p>・結果として、地域の課題がこの工事の着手により解消の方法へ動くことは良かったと言える。</p>	<p>・点数800点くらいとなります。過去の施工状況からは、施工品質も良く、丁寧に工事を進めていただく業者で、今回参加、落札されたこの工事においても期待させていたでいるところです。</p>
<p>・昨年10月から6か月間の試行を経て、本年4月から本施行となった予定価格決定の変動幅を1%に変更したことによる効果分析について、本施行後6か月の状況などどのようなものか、改めて説明をお願いします。</p>	<p>・高値落札の防止策として、昨年の10月から導入し、現時点で丁度1年が経過しました。変動幅が2%であった平成24年10月から平成25年9月までの1年間と対比しまして、工事の平均落札率が86.49%から85.11%に。委託の平均落札率が69.07%から68.49%と、落札率だけを見ましても相応の成果(1%を超える落札率の減少)があったと分析しています。これは、くじにより最低制限価格を下回る無効札(落札外)を半減させるとともに、特に年度末の繁忙期においては、入札参加者が減少する傾向にあり、5社未満の応札者となった場合の算出率99.00%の固定化も高値落札の防止策として結果を得られたものと考えております。また、先ほどの抽出事案でもご説明いたしました「大足久保町線道路改良工事」についても、その効果が認められた事例と考えております。</p>
<p>・関連して、過去からの監視委員会でも最低制限価格の在り方を取り上げ、指摘する中で、予定価格の変動幅を1%に変更し一定の成果を見ることができたわけですが、今回の対象案件の中にも落札率が高くなった案件が未だ見受けられ、抜本的な解決には至って</p>	<p>・ご指摘のとおり、変動幅を小さくしたことで一定の効果が得られておりますが、最低制限価格制度の弊害として、全ての案件について解消されているものではなく、過去から当委員会からの提案をいただいております、低入札価格調査制度の試行導入を予定させて</p>

委 員	事 務 局
<p>いない状況と思われます。特に大規模な工事となるとその懸念は大きく、その後の対応策について具体的に検討されていることがあれば伺いたいと思います。</p>	<p>いただきます。（制度詳細について資料に基づき説明）</p> <p>制度の試行は、平成 26 年 11 月 1 日からを予定しており、まずは年度内で進めさせていただきます。試行結果を踏まえ、制度内容を改めて検証し、その後本施行へ移行する予定ですが、現在のところ、来年度からの本施行を決定しているわけではありません。入札結果、集約データの状況によっては、より多くの試行データを集積するため、その後の試行継続も視野に入れております。この制度導入により、従前の課題であり、当委員会からもご意見をいただいている、最低制限価格制度の弊害である高値落札など、課題解消にむけ進めさせていただきます。</p>
<p>・試行案件は、年度内に何件程度を予定しているのか。</p>	<p>・設計金額 1 億円以上の工事として、3 件程度を予定しております。</p>
<p>・失格基準価格や積算内訳書の調査により、一定の金額（率）以下では落札できないこととなるが、落札率は結果として従来の最低制限価格より下がることになるのか。</p>	<p>・低入札価格調査制度自体が、従来制度の最低制限価格を 1 円でも下回った場合には落札外となってしまう不合理さを解消するためのものであることから、従来の 85%より低い金額で落札となることは予定される所です。しかし、発注者、応札者ともに、事務的な利便性を有する最低制限価格制度は必要なもので、少なくともこの試行の時点においては、小規模な案件までを含み、全ての入札において、低入札価格調査制度を導入することは考えていません。</p>
<p>・当委員会からも提案しており、制度導入は良いことと思うが、落札率が下回っていく可能性についてはどの程度のものか。</p>	<p>・低入札価格調査制度も様々な方式があり、その方式によっては落札率の低下、過当競争を誘引する恐れもありますが、説明いたしましたとおり、失格基準価格に平均型を取り入れ、積算内訳書の調査においても一定の率を上回ることを条件としています。また、低入札価格での契約には、専任の担当技術者の配</p>

委 員	事 務 局
	置にあわせ、契約保証金を3割とし、低入札契約を2件までに制限するなど、従来の案件に比べて高リスクであるための対策が、応札者への負担となることから、一方では、低入札に対する抑制効果も期待しているところで
<p>・低入札価格調査制度により、課題解消に向かうことは良いが、制度上、調査項目が詳細すぎて、結果として調査期間が長くなり、事業者の負担も大きいことが制度の難点と言われている。できる限り短期間で完結する制度とするべきと思うがどうか。</p>	<p>・国県などの方法によりますと、委員ご指摘のとおり相当の期間及び事務的負担が応札者、発注者ともに必要となります。調査の複雑さは、厳正な適否判断とあわせ、低入札の抑制目的にもなるかもわかりませんが、現時点で必要以上の調査は導入すべきでないと考えています。先ほど説明いたしましたとおり、まずは積算内訳書の調査により適否を判定するに留めることから、調査期間含め、過度の負担を強いることにはなりません。</p>
<p>・低入札制度では、低入札となった場合の契約条件が負担となる。リスク対策として必要なものであるが、低入札契約を希望していなくても結果として低入札となってしまうことがある。先ほど説明のあった事前調書により、応札者は、もし低入札になった場合には辞退する方法を選択できるということか。</p>	<p>・低入札契約を希望しない応札者については、選択肢として、事前調書により辞退の旨を申し出ることができます。事後の辞退については、開札結果公表後であり、落札者の操作が可能となってしまうため、認めない方向で考えています。</p>
<p>●議題3 随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
	<p>・第3四半期では随意契約として6件の対象案件がありましたので、資料により説明いたします。</p> <p>①ネットワーク負荷分散装置賃貸借及び保守</p> <p>・この装置は、二重化されたインターネット回線の通信経路を制御する機器で、現在の機器はネットワーク機器全体の再リースに伴い使用が長期化し、保守対応の期限が切れるため更改を行うものです。この装置の経路制</p>

委 員	事 務 局
<p>・ネットワーク分散装置とはどのようなものか。外とのやり取りを行うための機器か。</p> <p>・回線は2本で構成されているのか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>御により、インターネット回線やインターネット接続業者内の障害時において、業務継続性を図っています。ネットワーク負荷分散装置は、既存ネットワーク機器の一部であり、付帯的な業務で入札には適しません。</p> <p>また、接続後の障害対策で、ハードウェアとソフトウェアの契約先が異なる場合は、機能回復が遅れる要因となることも考えられることから、現在のネットワーク機器の設定及び運用業務を行っている事業者と随意契約を行うものです。</p> <p>・ホームページやメール送受信などの機能を維持するための機器、回線です。</p> <p>・常時2回線により冗長化しており、片方の不具合発生時においても、もう片方で継続できる仕組みとなっています。</p>
	<p>②総務管理事務システム賃貸借及び保守契約（再リース）</p> <p>・このシステムは、財務会計、職員申請、人事給与、勤休管理、文書管理、グループウェア等を統合したパッケージシステムにより内部事務を行うものです。現在の契約期間が平成21年10月1日から平成26年9月30日であり、平成25年度に関係各課と協議した結果、コスト削減等のために一年間延長し、再リース契約を行います。コスト削減等のために、現在の総務管理事務システムを一年間延長するもので、原契約相手との随意契約となるものです。</p> <p>③住民情報システム賃貸借及び保守委託</p>

委 員	事 務 局
<p>・②、③のシステムについては、いずれも統合化を図り運用を進められているが、今後変更のする機会はないのか。マイナンバー制度導入など新たな要素も今後予定されているが、そのままの契約者と継続することになるのか。</p> <p>・システム統合の必要性は当然の考えと思う。しかしながら、それによりシステム、事業者が将来にわたり固定化してしまう傾向について、しっかりと見極め検討する必要があると思う。今後機会ある際には慎重に進めていただきたい。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものと考え、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>・住民情報システムは、現在の契約が平成26年9月30日で満了します。平成23年の春からシステム更新の検討を始め、住民情報系情報システムに係るランニングコストの削減を図るため税務総合システム等とのシステム統合を計画し、対象システムの更新を順次実施しています。このシステムは、平成26年1月から稼働している税務総合システムとシステム統合することにより、必要最小限の機器等の追加投資で住民情報システムの更新が可能であり、住民情報システム・税務総合システム全体としてのランニングコストの削減を図ることのできる現システム事業者との随意契約となるものです。</p> <p>・近年は、様々な業務でそれぞれシステムを構築していたものを、統合化することにより、よりシステム安定性を高く、経費コストの削減を進めています。大きな変更や区切りの機会には、改めて機能性、安全性、経費的にも総合的なシステム比較検討があるものと考えます。</p> <p>・現存のシステム統合により、およそ2億円の経費削減が可能となる試算となっています。統合の大きなメリットはあるものの、新たな要素が入る余地は確保しながら進めたいと考えています。</p> <p>④使用済スプレー缶等処理装置借上</p> <p>・処理困難物である使用済スプレー缶(21,000本/月)、カセットボンベ、ガスラ</p>

委 員	事 務 局
<p>・契約相手の所在地はどこか。必要な機能を有する装置はこの事業者しか製造していないということか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものと考え、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>イター（15,000本／月）は、塵芥収集車および破碎ピット内での爆発事故、火災の原因となっており、非常に危険で、また修繕料等も高額を要します。今回、環境に適した方法で、安全に処理できるスプレー缶等処理装置を、引続き導入するものです。この事業は、市民および事業所が安全で安心して分別処理できることを目的としています。環境に適した方法で、安全に処理できるスプレー缶等処理装置は、現在、特に、ガスライター処理において唯一できるのは、契約相手による装置に限られることから、随意契約とするものです。</p> <p>・業者所在地は群馬県となります。装置については説明いたしましたとおり、スプレー缶とあわせ、ガスライター処理を唯一可能とする装置であり、現在の清掃工場に必要としていることから、随意契約になるものです。</p>
	<p>⑤三雲地区事業計画書作成業務委託</p> <p>・当該業務は、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の事業採択を受けるために必要な事業計画書の作成業務です。計画書の作成業務期間中には、県及び農政局ヒヤリングを受けて事業採択申請を行う必要がありますが、その申請期日が限られていることから、事業採択等における実務上の経験を有する事業者でないと期限内の円滑な業務遂行が実現しません。今回契約締結した事業者は、松阪市における排水機場の点検整備を昭和57年より実施しており、継続的な排水機場の状態を把握し、事業採択等の実務経験も豊富であるため、計画書作成において市に的</p>

委 員	事 務 局
<p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>確な提案、期限内の履行が可能となります。また付け加えて、公益法人であることから、一般競争入札と比較して、諸経費の削減も可能となり、契約金額の妥当性も確保されており、以上のことから随意契約とするものです。</p>
<p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。</p>	<p>⑥松阪市子ども発達総合支援施設新築工事設計業務委託</p> <p>・当該業務は、松阪市療育センターの通所利用児童の増加、施設の老朽化などに伴う施設建て替えに当たり、公開設計競技を実施したところ、全国から52者の参加応募、48者の提案図書が提出がありました。平成26年6月15日の一次審査では6者を選定、7月27日の二次審査において、公開プレゼンテーション及び市民からのヒヤリングを実施のうえ、最優秀賞、優秀賞、佳作を決定したものです。（審査結果について資料により詳細説明）当該契約は、松阪市子ども発達総合支援施設公開設計競技で最優秀賞に選出された事業者との随意契約によるものです。</p>
<p>●その他 次回開催日程及び抽出委員の選出</p>	
<p>・次回開催日を平成27年1月15日（木）の15：00からとし、抽出委員は坂本昇委員とする。</p>	